

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。初版時からの訂正を載せております。お手持ちの本では修正されている可能性もございます。

頁	箇所	誤	正
33	5行目	$m : \frac{w}{g} \quad g : 9.8\text{m/s}^2$	※削除します
	下から4行目	質量に比例	質量に反比例
175	下から2行目	非難器具	避難器具
183	問題4 2行目	…耐火構造の建物である。	…耐火構造 5階建の建物である。
199	問題2 問2	※問2の解答と解説を次のものに差し替えます 問2 この階は直通階段が2カ所あるので、収容人員50名以上から設置義務が生じ、避難器具の設置個数は200人以下ごとに1個以上と規定されています。200人以下のときは1個ですが、201人から400人までは更に1個追加して合計2個以上となります。 したがって、個数の算出は次のようになります。(消令第25条) 計算式 $\frac{180\text{人 (収容人員)}}{200\text{人 (以下ごとに1個)}} = 0.9$ 算出個数 = 1 個 また、避難階段が屋外にあることから、緩和規定により避難階段の数を差し引くことができます。(消則第26条) したがって、最終的な設置個数は次のようになります。 $1 (\text{算出個数}) - 1 (\text{屋外避難階段数}) = 0$ 0 個	
204	問題1 (3)	25cm 以上 30cm 以下	25cm 以上 35cm 以下
220	下から6行目	3200 [kN/mm]	3200 [kN・mm]
	下から2行目	曲げ応力	曲げ応力度
	最下行	3200 [kN/mm]	3200 [kN・mm]
221	問題2 問2	※問2の解答と解説を次のものに差し替えます 問2 $\frac{210}{400} = 0.52$ 算出個数 = 1 個 設置個数 = 0 個 ※直通避難階段が2箇所あるため、緩和規定が適用され200人以下ごとに1個の設置が400人以下ごとに1個となります。 また、避難階段が2個あるので緩和規定が適用され、最終的に次のようになり、設置不要となります。 $1 (\text{算出個数}) - 2 (\text{避難階段の数}) = -1$	